第１２回北斗市地域公共交通会議　配布資料

資料１　北斗市地域公共交通会議設置要綱

資料２　北斗市地域公共交通会議について

資料３　地域公共交通会議における協議事項

資料４　乗合タクシー提案書

資料５　南北市街地連絡バスについて

資料１

北斗市地域公共交通会議設置要綱

（目的）

第１条　北斗市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

（協議事項）

第２条　交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

（１）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金・運行主体の選定等に関する事項

（２）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成員）

第３条　交通会議の委員（以下「委員」という。）の定数は１９人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）北斗市長の指名する職員

（２）渡島総合振興局の指名する職員

（３）北海道運輸局函館運輸支局長の指名する職員

（４）一般旅客自動車運送事業者

（５）函館地区バス協会の指名する者

（６）住民又は利用者の代表

（７）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の指名する者

（８）道路管理者の指名する職員

（９）函館中央警察署長の指名する職員

(10) 学識経験者

（任期）

第４条　委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（交通会議の運営）

第５条　交通会議に会長及び副会長を各１名置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

３　会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

５　交通会議は、委員の３分の２以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

６　交通会議の議決の方法は会議出席委員の過半数で決し、可否同数の場合のときは、会長の決するところによる。

７　交通会議が行う運行主体の選定にあたり評価を実施する際に、当該評価を受ける運行主体に関係する者が交通会議の委員である場合は、当該委員を除いて評価及議決を行わなければならない。

８　交通会議は原則として公開する。また、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要については、総務部企画課、総合分庁舎及び支所の各窓口並びに市ホームページにおいて公表する。

９　交通会議の庶務は、総務部企画課において処理する。

（協議結果の取扱い）

第６条　交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

資料２

北斗市地域公共交通会議について

１．北斗市地域公共交通会議とは

平成１５年１０月に市民交流や通学手段として重要な役割を担っていたバス路線（千代田線、清川・文月線）が廃止され、平成１８年の合併以後においても、旧上磯地区と旧大野地区の市街地を南北に結ぶ路線がない状況であった。

このことから、両地区を結ぶバス交通による市民融和の促進と交通手段の確保を目的に、平成１９年に「北斗市地域公共交通会議」を設置した。

北斗市地域公共交通会議は、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項（運行形態・運賃・運行主体の選定など）を協議しており、会議で協議の調った事案については、許可等の標準処理期間が短縮されるといったメリットがある。

２．委員の構成

地域公共交通会議の委員は、「北斗市地域公共交通会議設置要綱第３条」の規程に基づき、以下の者から１８名を北斗市長が委嘱している。（別添名簿のとおり）

(1) 北斗市長の指名する職員
(2) 渡島総合振興局長の指名する職員
(3) 北海道運輸局函館運輸支局長の指名する職員
(4) 一般旅客自動車運送事業者
(5) 函館地区バス協会の指名する者
(6) 住民又は利用者の代表
(7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の指名する者
(8) 道路管理者の指名する職員
(9) 函館中央警察署長の指名する職員
(10) 学識経験者

３．会議運営

(1) 会長及び副会長を１名おく。（委員の互選により選任）
(2) 開催要件は、委員の３分の２以上の出席。
(3) 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長が決する。
(4) 会議は原則公開で、議事概要についても公表する。

４．公共交通会議で協議が整った場合のメリット

	通常の申請・届出をする場合	地域公共交通会議で協議が整った場合
事業許可	◎運行の態様 ・原則路線定期運行 （路線不定期及び区域運行は、過疎地等であって、路線定期運行によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性を取る必要がない場合に限られる）	◎運行の態様 ・路線不定期運行、区域運行の実施が可能
事業計画	◎事業用自動車 ・原則１１人以上の車両 ・最低車両数５両の常用車および１両の予備者（路線不定期及び区域運行は３両） ◎路線の新設 ・標準処理期間３ヶ月	◎事業用自動車 ・１１人未満の車両を配置することが可能（乗合タクシー） ・最低車両数の基準の緩和（１両から可能） ◎路線の新設 ・標準処理期間１か月
運行計画	◎区域運行の発車時刻等 ・発車時刻もしくは到着時刻を設定（一運行に係る時刻設定が困難な場合は運行間隔時間を設定） ◎運行系統 ・系統ごとにクリームスキミング的運行に該当するか否かを審査	◎区域運行の発車時刻等 ・時刻設定が困難な場合は、一定の時間帯別の運行回数のみを設定する等柔軟な設定が可能 ◎運行系統 ・クリームスキミング的運行の審査における弾力的取扱い
運　　賃	◎運賃・料金設定等 以下の手続きが必要 ・上限運賃・料金の設定認可申請（標準処理期間３ヶ月） ・認可を受けた上限運賃・料金の範囲内で実施運賃・料金の届出（30 日前）	◎運賃・料金設定等 ・上限運賃・料金の上限認可を受ける必要がなく届出で足りる（30 日前）

資料３

地域公共交通会議における協議事項

１．乗合タクシーとは

デマンド型交通（予約があったときのみ運行する方式で、運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在するもの）のうち、決まった路線・運賃・運行時刻で不特定の乗客をタクシーで輸送するもの。

道路運送法第３条第１項で定める一般旅客自動車運送事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業の「区域運行」に区分される。

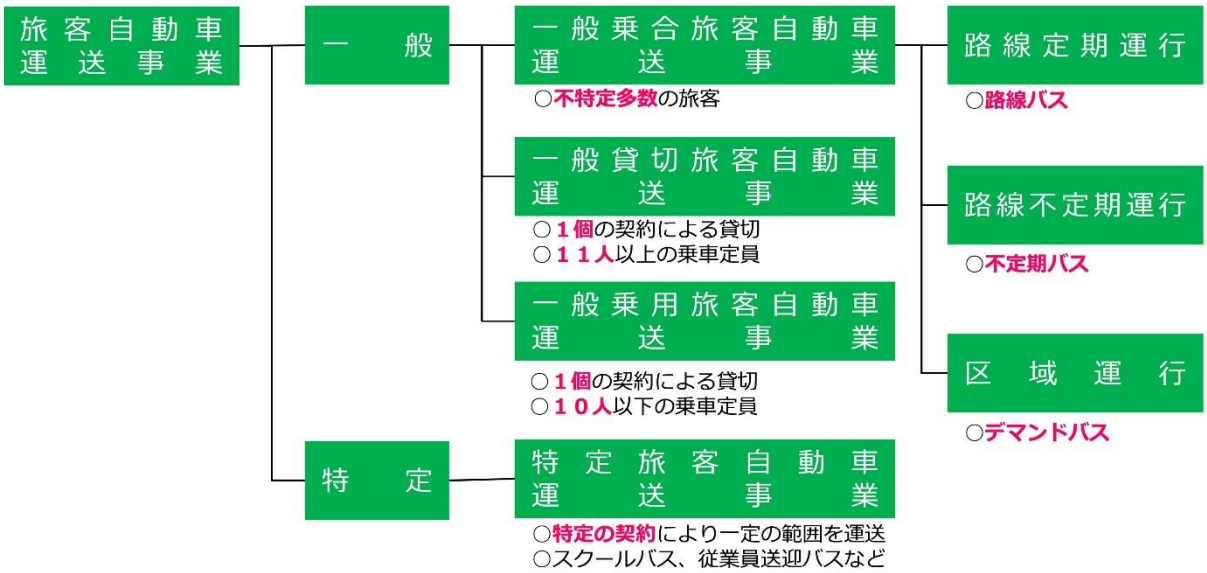

２．運行許可に係る公共交通会議の役割

北海道運輸局が公示している、「一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可等に関する審査基準」において、事業の適切性において以下のとおり定められており、事業の実施にあたっては、地域公共交通会議において協議が整っていることが必要となる。

【一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更許等に関する審査基準】

（北海道運輸局公示（抜粋：平成 28 年 12 月 20 日改正）、道路運送法第４条関係）

１　許可

(2)事業の適切性

③路線不定期運行及び区域運行は、利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているもの（地域公共交通会議又は道路運送法施行規則第９条第２項に帰営する協議会で地域交通のネットワークを構築する観点から協議が整っていること。（省略）。）であること。

３．地域公共交通会議における協議内容について

国土交通省から発出されている、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」において、地域公共交通会議で協議を行うにあたっての指針（地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項）が定められている。

また、「一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可等に関する審査基準」の中でも、事業の許可にあたっての基準が定められている。

【地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について】

運行の形態	□利用者利便の確保のため路線定期運行との整合性がとられているものであること
運賃及び料金	□運賃及び料金の種類、額、適用方法については、社会的経済的事情に照らし利用者に過度の負担を強いることがないこと □他の旅客自動車運送事業者との間に不当競争を引き起こすおそれがないこと □特定の旅客に差別的な取扱いがなされないこと　　など
事業計画（路線、営業区域、使用車両等）	□路線定期運行との整合性がとられていること □設定しようとする路線、営業区域が適切なものか □営業区域については、旅客の発地又は着地のいずれかが営業区域内にあること □使用車両については、地域特性又は路線特性等に即した使用車両が望ましい（仕様、形状、乗車定員等）
運行計画	□利用者利便や安全の確保を無視した運行時刻の設定が行われないこと

【一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更許等に関する審査基準（一部抜粋）】

１　許可

(5)区域運行にかかる事業計画等（一部抜粋）

事業用自動車	□（イ）申請者が使用権原を有するものであること。 □（ロ）道路構造上運行に支障を与えない大きさ、重量であること。 □（ハ）乗車定員は、１１人以上であり、かつ、事業計画及び運行計画を的確に遂行するに足るものであること。ただし、地域公共交通会議等の結果に基づく場合、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等、地域の実情に応じて事業計画及び運行計画の遂行に必要な輸送力を明らかに確保されると認められる場合には１１人未満の乗車定員とすることができる。
最低車両数	□最低車両数は、１営業所ごとに、最低５両を配置するものとする。ただし、地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合等、地域の実情に応じて事業計画の遂行に必要な輸送力が明らかに確保されると認められる場合はこの限りでない。
区域の設定	□事業用自動車の運行上問題のないものであること。
時間の設定	□運送の区間ごとに発車時刻若しくは到着時刻又は運行間隔時間のいずれかが設定されているものであること。なお、発車時刻は、営業所について、到着時刻は、目的地について定めることを原則とする。ただし、運行間隔時間を設定する場合にあって、地域公共交通会議等の協議結果に基づく一定の時間帯別の運行回数等が明示されているときにはこの限りでない。
その他	□通信施設を利用して事前予約等に応じた乗合運行の形態となっているものであること。

資料４

乗合タクシー提案書

実証実験期間　平成２９年８月６日～平成３０年８月５日（予定）

１、　乗車手段

各便、完全予約制となります。各便におきまして使用車両の都合もあり、最大輸送人員はジャンボ車両（お客様９名）１台と小型車両（お客様４名）最大３台の使用になるため、各便２１名以下にての運行となります。

また、予約されたお客様は時間までに乗車予定場所にて予約確認させていただき、予約されていないお客様は原則乗車をご遠慮いただきます。各便、１時間前までにお電話にて予約を入れて頂き、各便定員になり次第受付終了とさせていただきます。（０１３８－７３－３３００）

２、　使用車両

上記にもありますが、実証実験期間につきましてはジャンボ車両１台、小型車両は最大で３台の使用といたします。

３、　運行経路

函館市松風町より函館市本町を経由し北斗市内（旧上磯町）になり、タクシーの観点により基本はご自宅までの送客になります。

４、　運行エリア

函館市内より出発になり、北斗市七重浜１丁目より順次お客様を送客いたします。また、函館市内にて途中下車はできず、且つ松風町～本町の間でも下車はできません。北斗市内でも旧大野地区での下車はできず、旧上磯町（一部除く）での営業となります。旧大野地区並びにエリア外に帰られる場合は乗り継ぎとし、エリア最端部より小型タクシーに乗り換えて頂き、送客させていただきます。料金につきましては、乗合料金を支払っていただき、以後通常料金になります。

※　エリアマップは別紙１参照

５、　乗り継ぎ

乗り継ぎでご乗車いただく場合、四方で乗り継ぎになりますと車両台数に限りありますので、乗り継ぎ場所をあらかじめ決めさせていただきます。
茂辺地、当別方面・・・・・富川会館バス停付近
旧大野町方面・・・・・ローソン北斗追分店付近またはセブンイレブン北斗中野通店
実証実験段階では、この３地点のみにさせていただきます。

６、　利用料金

エリアにつきましては、大きく４エリアに分けエリアごとの料金となります。また、乗り継ぎする場合は、エリアごとの料金＋通常メーター料金になりますが、乗り継ぐ際に１度清算させていただきます。
チケット類、クレジットカード、ポイントカードについては使用できません。また、障がい者割引等の割引も適用できませんのであらかじめご了承ください。乗合運賃に関しましては全て現金のみの適用となります。

※　エリアごと料金表は別紙２－１参照

７、　運行時刻

運行時間につきましては、市内を運行しております路線バスの時刻と抵触しない時間からの運行となるため、始発は松風町２１時４０分発、本町２１時５０分発といたします。予約運行（デマンド）となるため、予約がなければ運行いたしません。尚、最終便につきまして松風町は２４時４０分、本町は２６時４０分になります。あらかじめご了承ください。

※　時刻表は別紙２－２参照

8、　約款

上記、記載以外につきましては一般乗合自動車運送事業標準運送約款に基づくものといたします。（本格運行が実施された場合、変更の可能性あり）

9、　乗車料金比較

当社といたしましては、大人料金、子供料金の区別は付けず１座席１名としたいと考えております。安全運行のため定員超過の防止、ドライバー負担軽減お客様とのトラブル防止のためにご理解していただきます。

			通常メーター	深夜割増メーター
Aエリア	最短距離	七重浜１丁目	４．６キロ　1430	1750
	最長距離	追分５丁目	８．０キロ　2310	2790
	乗合設定料金　８００円			
Bエリア	最短距離	久根別１丁目	７．７キロ　2230	2710
	最長距離	東浜２丁目	９．４キロ　2710	3270
	乗合設定料金　１０００円			
Cエリア	最短距離	中央１丁目	９．７キロ　2790	3350
	最長距離	昭和２丁目	１２．２キロ　3430	4150
	乗合設定料金　１２００円			
Dエリア	最短距離	谷好１丁目	１１．８キロ　3350	4070
	最長距離	野崎	１４．８キロ　4070	4950
	乗合設定料金　１４００円			

※　距離及び料金は概算となり、道路状況、気象状況で変化いたします。
上記につきましては、起点を函館市本町に設定しております。

	通常	乗合
●夜１０時ころ本町より１名で乗車北斗市七重浜交番近くで下車	５．３キロ　１９９０円	Aエリア　８００円
●夜１２時ころ友人３名と本町で乗車をし七重浜１名東浜１名谷好１名で下車	１１．８キロ　４０７０円	A+B+Dエリア 総額　３２００円
●夜１１時ころ友人４名と本町で乗車をし七重浜で３名下車後茂辺地まで１名利用	１９．６キロ　６５５０円	Aエリア×３名　２４００円 Dエリア×１名　１２００円 乗り継ぎ　５キロ　１９９０円 合計　５５９０円

※　茂辺地まで１名で利用されると６５５０円になりますが、
乗合になりますとDエリア＋通常メーターになりますので、
１４００円-２００円＋１９９０円＝３１９０円となります。
上記、ご利用例は概算となります。

※当社ハイヤー利用の乗り継ぎの場合
Dエリアは１２００円となります

補足

乗り継ぎに関しまして、乗り継ぐタクシーが自社（新星ハイヤー）の場合、乗合料金より２００円割引とさせていただきます。（他社タクシーの場合適用外）

平成29年5月25日
株式会社　新星ハイヤー
代表取締役社長　　阿部恒義

別紙１

送迎エリア

エリア拡大図

別紙２－１

エリア表及び乗車料金

Aエリア	七重浜１丁目～８丁目 追分１丁目～７丁目	８００円
Bエリア	久根別１丁目～５丁目 東浜１丁目～２丁目	１０００円
Cエリア	中央１丁目～３丁目　飯生１丁目～３丁目 常盤１丁目～３丁目　昭和１丁目～２丁目 大工川１丁目～２丁目　中野通１丁目～３丁目 押上１丁目～２丁目　公園通	１２００円
Dエリア	谷好　中野　富川　三好 水無　添山　桜岱　清川　野崎 押上、大工川、中野通の丁目無	１４００円
対象外	旧大野町方面　当別地区　茂辺地地区 館野　峩朗　北斗市以外 （水無、大工川、添山等の山間部）	乗り継ぎ対応

※　乗り継ぐ車両が当社（新星ハイヤー）に限り乗合料金から２００円割引とする。

別紙２－２

運行時刻表

	松風町マルハン横（仮）	本町交番向かい
２１時	40	50
２２時	40	50
２３時	40	50
２４時	40	50
２５時	×	45
２６時	×	40
２７時	×	×

資料５

南北市街地連絡バスについて

１　背景

平成１５年１０月に市民交流や通学手段として重要な役割を担うバス交通は、次の２路線が廃止され、その結果、平成１８年２月の合併以後においても、上磯地区と大野地区の市街地を南北に結ぶ路線がない状況であった。

路線名	運行状況	乗車密度	輸送量
千代田線	３．５回	５．０人	１５．０人
清川・文月線	２回	５．０人	１０．０人

※平成１５年度実績（平成１４年１０月～平成１５年９月）

このことから、両地区を結ぶバス交通による市民融和の促進と交通手段の確保を目的に、「北斗市地域公共交通会議」を設置し、協議を重ねてきた結果、運行主体として函館バス㈱を選定し、平成２０年４月１日に南北市街地連絡バスの運行を開始した。

２　現状

平成２０年の運行開始後、利用実績等に応じたダイヤ・ルート改正（平成２５年度が最後）を行い、現在に至っている。

冬ダイヤでは、通学区域の広い上磯中学校への通学を考慮して、起終点の延長、増便も実施している。

また、平成２８年３月２６日に北海道新幹線、道南いさりび鉄道が開業し、道南地域における二次交通の状況も大きく変化している。

そのため、各交通手段との連携も踏まえた南北市街地連絡バスの見直しを検討する必要がある。

３　運賃

運賃は、以下のとおり。

・大人　　１人　１００円　（中学生以上）
・子供　　１人　　５０円　（小学生）
・幼児　　大人１人につき　（左を越える場合は、その超える
　　幼児１人を無料　　幼児１人につき子供運賃とする。）

４　補助金

市では、運行主体である函館バス㈱に対し、補助金を交付している。

補助金については、運行当初、運行経費の２／３と定めたところだが、運行収入が当初予想の１／３に及ばないことが明らかとなったため、市と函館バス㈱が事前に協議をし、収入見込み額を設定した上で、市が補助金の額を定める方式に見直している。

５　利用実績等

	22 年度	23 年度	24 年度	
平　日	26,578	29,574	27,749	
休　日	4,669	4,556	3,958	
合　計	31,247	34,130	31,707	
変更点等	・9/1 バス停新設		・夏ダイヤ一部減便 ・お盆時期の臨時バス停設置 ・冬ダイヤ一部減便	
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
平　日	24,374	24,210	24,511	24,851
休　日	2,280	2,671	3,075	3,351
合　計	26,654	26,881	27,586	28,202
変更点等	・夏、冬ダイヤ一部変更（簡略化、温泉利用への特化）		・新駅までの乗り入れ（駅前イベント期間のみ）	・4 月～11 月の土日祝日にはイベントに合わせた新駅までの乗り入れ
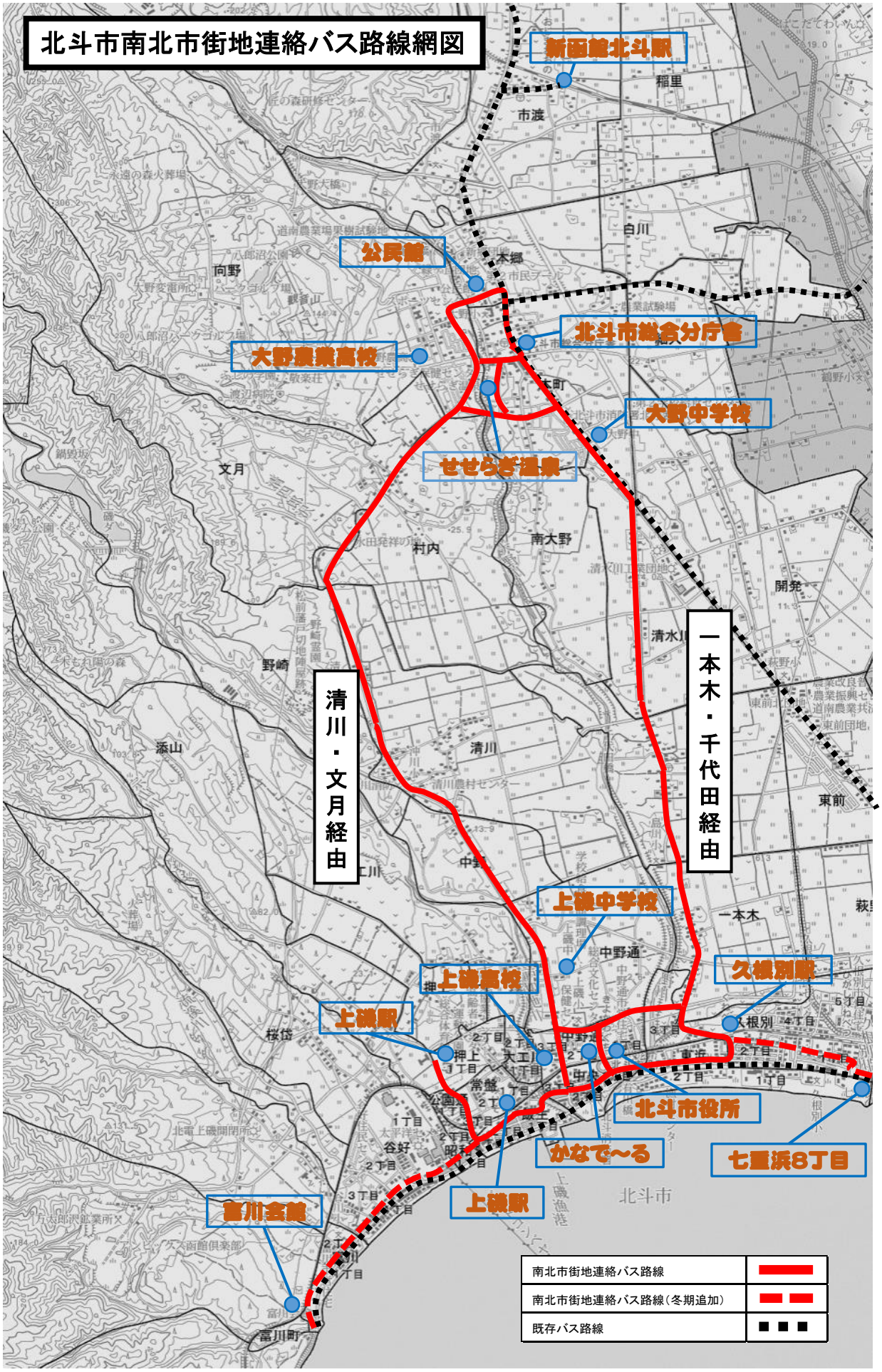
北斗市南北市街地連絡バス路線網図